

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和3年5月28日(金)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階大会議室
出 席 委 員	13名(1・2・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	1名(3)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について 第4 議第2号 農業経営改善計画認定申請について 第5 議第3号 農用地利用集積計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和3年度第2回飯南町農業委員会総会を開催致します。 (議長からあいさつがなされたのち、出席委員13名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に12番委員、13番委員が氏名された。)
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、資料に基づき説明。
議長	続いて、議案審議に入ります。
	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日3件の申請が出ています。 受付・申請番号213-2号 譲受人の住所氏名 ██████████

譲渡人の住所氏名	██████████ 氏
申請の土地	██████████ 氏
現況地目	田及び畑
登記簿地目	田及び畑
面積	田4, 175㎡ 畑12㎡
合計面積	4, 187㎡
種類	所有権移転
対価	売買
期間	許可の日から永久
譲渡理由	██████████に相続したがここ数年、耕作を依頼していた。今後も自ら耕作できないため譲渡する。
譲受理由	譲渡人の要望による。
備考	-
9ページに位置図をつけていますのでご覧ください。	
受付・申請番号213-3号	
譲受人の住所氏名	██████████ 氏
譲渡人の住所氏名	██████████ 氏
申請の土地	██████████
現況地目	田及び畑
登記簿地目	田及び畑
面積	田7, 665㎡ 畑285㎡
合計面積	7, 950㎡
種類	所有権移転
対価	売買
期間	許可の日から永久
譲渡理由	競売により取得したが、遠隔地に住んでいるため耕作が出来ないため。
譲受理由	譲渡人の要望による。
備考	-
11ページに位置図をつけていますのでご覧ください。	

	<p>受付・申請番号 213-4号</p> <p>譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏</p> <p>譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏</p> <p>申請の土地</p> <p>現況地目 畑</p> <p>登記簿地目 畑</p> <p>面積 79㎡</p> <p>種類 所有権移転</p> <p>対価 売買</p> <p>期間 許可の日から永久</p> <p>譲渡理由 遠隔地に住んでいて耕作できないため。</p> <p>譲受理由 譲渡人の要望による。</p> <p>備考 -</p> <p>13ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p> <p>このことについて地元委員の現地確認報告を求めます。 整理番号 213-2号からお願いします。</p> <p>はい。 [REDACTED]さんから耕作者に譲渡するという事で双方に確認しました。記載のとおりですのでよろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 続いて、整理番号 213-3号の報告をお願いします。</p> <p>[REDACTED]に [REDACTED]さんから、 [REDACTED]さんから遠隔地のため管理できないので処分したいという相談があったということで話がありました。今までは1年契約の利用権設定で [REDACTED]が耕作しておりましたので、 [REDACTED]さんが買い受けるという話になりました。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 最後に、整理番号 213-4号の報告をお願いします。</p> <p>[REDACTED]さんから話がありまして、 [REDACTED]さんの畑が [REDACTED]さんの住宅の横にあるため、 [REDACTED]さんが耕作するという事で売買に至ったということでございました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。</p> <p>(7番挙手) 前から言っている譲受人の土地の取得後の面積について、今後は備考欄に記載していただくと判断がしやすいと思います。 今回は 213-2号と 213-4号について取得後の面積を教</p>
議長	
[REDACTED]委員	
議長	
[REDACTED]委員	
議長	
[REDACTED]委員	
議長	
[REDACTED]委員	

	<p>えていただきたいです。</p> <p>213-2号ですが、 [REDACTED]さんの取得後の面積は田が5,739㎡で畑が727㎡となります。</p> <p>213-4号ですが、 [REDACTED]さんの取得後の面積は田が10,800㎡で畑が326㎡となります。</p> <p>次回から備考欄に取得後の面積を記載させていただきます。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>議長 質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 挙手全員ですので議第1号は原案どおり可決いたしました。</p> <p>議第2号 農業経営改善計画認定申請について</p> <p>議長 議第2号 農業経営改善計画認定申請について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 議第2号 農業経営改善計画認定申請について、本日2件の申請が出ています。</p> <p>整理番号1</p> <p>申請者の住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]</p> <p>生年月日 [REDACTED]</p> <p>新・再 [REDACTED] 再認定申請</p> <p>(議案書に基づいて、農業経営改善計画の内容を説明)</p> <p>整理番号2</p> <p>申請者の住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]</p> <p>生年月日 [REDACTED]</p> <p>新・再 [REDACTED] 再認定申請</p> <p>(議案書に基づいて、農業経営改善計画の内容を説明)</p> <p>議長 ありがとうございます。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。</p>
事務局	
[REDACTED]委員	
議長	
議長	
議長	
事務局	
議長	
議長	

議長	<p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので議第3号は原案どおり可決いたしました。以上を持ちまして、議案審議を終了します。</p>
議長	<p>続きまして、情報提供があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より「農地機構だより」、「農業者年金パンフレット」について、資料を基に情報提供がなされた。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、情報提供はございませんか。</p>
議長	<p>私の方から情報提供させていただきます。</p> <p>5月25日にユーチューブによる配信で2年ぶりに全国農業委員会会長大会が開催されました。私も役場へ行って事務局長と配信を見させていただきました。その中で茨城県の笠間市農業委員会が今後、タブレットを用いたペーパーレスでの総会を開催するという動きがあるとのことでした。自宅からウェブ会議で総会に参加するというので、農業委員19名と事務局4名で計23名分のタブレットやモバイルルーターを整備したとのことでした。合計で約426万円の費用が発生しますが、予算計上して現在、やっておられそうです。今すぐというわけではありませんが、今後、何年か先にはそのような時代が来るのではないかと思います。皆様も年々歳を取っていかれますが、ある程度は機械に慣れていかないと色々な面で困ることが出てくるのではないかと思います。</p> <p>また、別の話になりますが小委員会を開きたいと思っています。今、中山間直接支払の第5期対策が始まっています5年後には終わるわけですが、5年後に飯南町にどれだけの農業従事者が残っておられるか考えた時に農地をこのまま守っていけるのか、いけないのかということがあります。例えば、条件の良い農地であれば皆さん手を挙げられますが、山沿いの木陰になるような農地は二の足を踏むようなことになると思います。中間管理機構も受け手があって初めて受けられますのでそのことを考えますと、農地を全部守っていくということは難しいのではないかと思います。5年後に向けて各集落で今後守っていく農地と切り捨てていく農地を分けてもらい、切り捨てる農地は鳥獣害の干渉地域というような感じで内側にフェンスを張って草刈りなどの管理をするといったことを話し合いたいと思います。委員の皆様にはまたお声がけしますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>その他、何かございませんか。</p>
事務局	<p>来月の農業委員会は、6月25日(金)に飯南町農業活性化センター研修室で行います。</p>

議長	<p>その他、何かございませんか。</p>
委員	<p>(7番挙手)</p> <p>委員へお聞きしたいのですが、最近、使用貸借権が良く出ていまして、今回も1町近くの農地をタダで貸すとなっています。理解に苦しむのですが、これについて、出し手側はどういう状況で出しているのでしょうか。</p>
委員	<p>契約には貸借権と使用貸借権の2つがありまして、使用貸借権というのは民法に基づいた契約になっています。今、委員がおっしゃられたのは使用貸借権が増えてきたのはどのような理由があるのかということだと思いますが、例えば、畦畔管理が自分ではできないのでタダで良いから畦畔管理もやってほしいといったものや、受け手側として反収が極端に低いのでタダでないと受けられない、といったものもあるかと思いますが。今回のもの以外で具体的には[]については、受けている農地は全て使用貸借権での契約となっています。ここは法人が農地集積だけの機能を果たしており、地域の農地を守るということで、出し手側もタダでも良いからお願いしますという思いが形成されています。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他何かございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。</p> <p>終了時間 10時09分</p>
	<p>会 長 ㊦</p>
	<p>12番委員 ㊦</p>
	<p>13番委員 ㊦</p>